



# 島根県報

令和元年6月25日(火)

第 1 5 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金の交付の対象等を定める告示 (地 域 政 策 課) 2

平成31年度定期種畜検査に合格した種畜 (畜 産 課) 3

平成31年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜 ( " ) 5

### 【公 告】

令和元年度危険物取扱者保安講習の実施 (消 防 総 務 課) 5

建設業法の規定による営業の停止 (土 木 総 務 課) 6

島根県・松江市屋外広告物講習会の開催 (都 市 計 画 課) 7

### 【特定調達公告】

ドメイン統合サービスシステムに係る賃貸借及び付帯する導入業務委託に係る一般競争入札の実施 (警 察 本 部) 8

### 【教委告示】

博物館登録原簿への登録 (文 化 財 課) 11

**告 示**

**島根県告示第94号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32条）第3条の規定により、島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成30年島根県告示第562号）は、廃止する。

令和元年 6 月 25 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 補助金等の名称

島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金

2 交付の目的

県内において太陽熱、地熱・地中熱、水素等の再生可能エネルギー熱利用設備を導入する者に対し、その導入に要する経費について補助を行うことにより、再生可能エネルギー熱利用等の導入を促進することを目的とする。

3 交付対象者

県内において4に規定する事業を実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）

4 交付の対象となる事業、補助対象経費及び交付金額

区 分	交付の対象となる事業	補助対象経費	交付金額
太 陽 熱 利 用	(1) 環境省の定める二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環政計発第1604017号）第3条及び再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施要領（平成28年4月1日付け環政計発第1604018号）の規定に基づき公益財団法人日本環境協会が定めた2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付規程（以下「熱自立交付規程」という。）第3条第1項第1号に定めるもののうち太陽熱利用の設備を県内の医療・福祉施設等に導入する事業で、同規程に基づき交付決定を受けたもの	熱自立交付規程に定める対象事業費の合計額	ア 事業実施者が市町村（市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）の場合 補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がアに掲げる者以外の場合 補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。
	(2) 熱自立交付規程第3条第1項第6号に定めるものうち太陽熱利用の設備を県内の医療・福祉施設等に導入する事業で、同規程に基づき交付決定を受けたもの	熱自立交付規程に定める対象事業費の合計額	ア 熱自立交付規程別表第1再生可能エネルギー事業者支援事業費（第6号事業）の項第4欄ウの(エ)の要件をいずれも満たしていると認められる者の場合 補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がアに掲げる者以外の場合

			補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。
地 熱 ・ 地 中 熱 利 用	(1) 熱自立交付規程第3条第1項第1号に定めるものうち地熱利用又は地中熱利用の設備を県内の公共施設等に導入する事業で、同規程に基づき交付決定を受けたもの	熱自立交付規程に定める対象事業費の合計額	ア 事業実施者が市町村の場合 補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がアに掲げる者以外の者の場合 補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。
	(2) 熱自立交付規程第3条第1項第6号に定めるものうち地熱利用又は地中熱利用の設備を県内の公共施設等に導入する事業で、同規程に基づき交付決定を受けたもの	熱自立交付規程に定める対象事業費の合計額	ア 熱自立交付規程別表第1再生可能エネルギー事業者支援事業費(第6号事業)の項第4欄ウの(イ)の要件をいずれも満たしていると認められる者の場合 補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がアに掲げる者以外の者の場合 補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。
水 素 等 の 熱 利 用	経済産業省の定める燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金交付要綱(平成21・03・06財資第9号)第2条の規定に基づき一般社団法人燃料電池普及促進協会が定めた燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金(家庭用燃料電池システム導入支援事業)交付規程(以下「燃料電池交付規程」という。)第4条に定める設備を導入する事業で、同規程に基づき交付決定を受けたもの(設備の更新の場合を除く。)	燃料電池交付規程に定める対象事業費から燃料電池交付規程に基づき交付決定額を除いた額	1件当たり10万円(補助対象経費が10万円未満の場合は、その金額)以内の額

島根県告示第95号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項の規定による平成31年度定期種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和元年6月25日

島根県知事 丸山達也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
21432010001	春本十九（日馬繁32S00020）	馬 日本鞍系種	2級
21332010003	花光（日馬繁32S00019）	馬 日本鞍系種	2級
21932010001	花満（日馬繁32S00021）	馬 日本鞍系種	2級
21801170004	徒宝（日馬繁01S02761）	馬 ペルシュロン種	2級
10250415791	85の3国牽（全和黑14699）	牛 黒毛和種	2級
11346929505	弦福照（全和黑原5824）	牛 黒毛和種	2級
11346929659	国牽165の9（全和黑原5851）	牛 黒毛和種	2級
11361633340	安福德（全和黑原6078）	牛 黒毛和種	2級
11346595823	河福秀（全和黑原5671）	牛 黒毛和種	1級
11347749928	平賢桜（全和黑15004）	牛 黒毛和種	2級
11478451479	吉聖2682（全和黑15182）	牛 黒毛和種	1級
11052113694	弘勝（全和16子島黒1163231）	牛 黒毛和種	1級
10247040784	恵茂勝（全和黑原5266）	牛 黒毛和種	特級
11259327283	茂弘松井（全和黑原5381）	牛 黒毛和種	1級
11334435605	久茂福（全和黑原5488）	牛 黒毛和種	1級
11445202028	美弥桜（全和黑原5855）	牛 黒毛和種	特級
11367245653	本忠福（全和黑原5926）	牛 黒毛和種	特級
11367248708	百合五月（全和黑原5927）	牛 黒毛和種	1級
11509631986	正之助（全和黑原6231）	牛 黒毛和種	1級
11479623998	岩藤8（全和18子島黒1181157）	牛	2級

		黒毛和種	
11400834493	須太郎 (全和18子島黒1180886)	牛 黒毛和種	2級
10246282178	旬 (全和黒原5685)	牛 黒毛和種	1級
11362892739	知夫里 (全和黒原5869)	牛 黒毛和種	1級
11367245127	勇桜 (全和黒原5886)	牛 黒毛和種	2級
11475730324	第2玉鋼 (全和黒原5942)	牛 黒毛和種	1級
11490702917	隆福隆 (全和黒原6090)	牛 黒毛和種	1級
10863551596	不知火 (全和黒原6094)	牛 黒毛和種	2級
11378299140	縁 (全和黒原6154)	牛 黒毛和種	2級

#### 島根県告示第96号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成31年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和元年 6 月 25 日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11343130843	茂勝華 (全和黒原5781)	肉用牛 黒毛和種	特級

## 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、令和元年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

令和元年 6 月 25 日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 講習の対象者

- (1) 危険物製造所等において危険物の取扱作業に新たに従事することとなった危険物取扱者（平成29年4月1日以降に免状の交付又は保安講習を受けているものを除く。）
- (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに免状の交付又は保安講習を受け、危険物取扱作業に従事している危険物取扱者

#### 2 講習種別

- (1) 給油取扱所以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (2) 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

## 3 講習科目及び時間

## (1) 2(1)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	9時15分から10時15分まで（隠岐会場を除く。）
	9時00分から10時00分まで（隠岐会場に限る。）
危険物の火災予防に関する事項	10時15分から12時15分まで（隠岐会場を除く。）
	10時00分から12時00分まで（隠岐会場に限る。）

## (2) 2(2)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	13時15分から14時15分まで（隠岐会場を除く。）
	9時00分から10時00分まで（隠岐会場に限る。）
危険物の火災予防に関する事項	14時15分から16時15分まで（隠岐会場を除く。）
	10時00分から12時00分まで（隠岐会場に限る。）

## 4 講習実施日及び会場等

月 日	開 催 地	会 場
7月4日（木）	隠岐の島町	隠岐広域連合消防本部
7月25日（木）	松江市	プラバホール
8月28日（水）	安来市	安来市学習訓練センター
9月5日（木）	雲南市	アスパル
9月11日（水）	益田市	ジャストホール
9月12日（木）	浜田市	いわみーる
9月26日（木）	出雲市	出雲市民会館
10月24日（木）	大田市	あすてらす
11月27日（水）	松江市	プラバホール

## 5 受講申請

## (1) 受講申請書常置場所

島根県危険物保安協会連合会、各消防本部、島根県防災部消防総務課

## (2) 申請書提出先

受講申請書に所要事項を記入の上、島根県危険物保安協会連合会に提出すること。郵送の場合は、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請書〇〇枚在中」と朱書すること。

## (3) 申請期間

6月1日から各講習実施日の10日前まで

## (4) 受講手数料

4,700円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けること。

## 6 問合せ先

〒690-0888 松江市北堀町15 島根県北堀町団体ビル2階

島根県危険物保安協会連合会

電話 0852-22-7202

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の一部の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和元年 6 月 25 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 処分をした年月日

令和元年 6 月 17 日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号

安来運送株式会社

(2) 主たる営業所の所在地

島根県安来市赤江町1903番地

(3) 代表者の氏名

山本 朋之

(4) 許可番号

島根県知事許可（般-26）第9359号

3 処分の内容

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する全ての営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

（注1）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注2）「民間工事」とは、上記（注1）以外の建設工事をいう。

（注3）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

令和元年 7 月 1 日から同年10月28日までの120日間

4 処分の原因となった事実

安来運送株式会社の元取締役土木部統括部長は、安来市が平成30年 8 月 22 日に入札を執行した「史跡富田城跡整備事業山中御殿地区等施設整備工事」の一般競争入札に関し、同市職員から、同入札に関する予定価格及び最低制限価格が書き込まれた総括情報表と題する書面等の交付を受けて、最低制限価格が944万3000円であることなどの教示を受け、よって、同月22日、同市において執行された同入札において、前記最低制限価格で入札して同社に本件工事を落札させ、もって偽計を用いて公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。

この件について、安来運送株式会社の元取締役土木部統括部長が、公契約関係競売入札妨害（刑法第96条の6第1項）により、懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、平成31年 4 月 12 日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び3号に該当すると認められる。

---

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）第19条の規定により島根県・松江市屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）第12条第1項の規定により公告する。

令和元年 6 月 25 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 講習会の目的

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする。

2 主催

島根県及び松江市

3 期日及び場所

期日 令和元年8月29日（木）及び同月30日（金）

場所 松江市殿町8-3

島根県市町村振興センター（タウンプラザしまね） 6階 大会議室1

4 受講申込受付期間

令和元年7月1日（月）から同年8月9日（金）まで

5 受講申込先

島根県土木部都市計画課、隠岐支庁県土整備局又は各県土整備事務所若しくは各事業所

6 受講申込用紙の請求先

島根県土木部都市計画課

7 受講手数料

3,970円（島根県収入証紙をもって納付のこと。）

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和元年6月25日

島根県警察本部長 今 村 剛

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ドメイン統合サーバシステムに係る賃貸借及び付帯する導入業務委託 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和2年1月1日から令和7年12月31日まで

(4) 委託期間

契約の日から令和元年12月23日まで

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。



- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件公告により賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)、(2)、(3)、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

#### 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1  
島根県警察本部警務部会計課用度係  
電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

#### 5 入札説明書の交付等

##### (1) 入札説明書の交付方法

###### ア 交付期間

本公告の日から令和元年8月6日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

###### イ 交付場所

4の場所

##### (2) 入札説明会

行わない。

#### 6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和元年8月9日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

#### 7 入札期間、開札日時等

##### (1) 入札の日時、場所等

###### ア 日時

令和元年 8 月 23 日（金）午後 4 時まで

イ 場所

4 の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和元年 8 月 23 日（金）正午までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年 8 月 26 日（月）午後 2 時

イ 場所

島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階 聴聞室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、導入業務委託に係る金額と賃貸借に係る金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、導入業務委託に係る金額と賃貸借に係る金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。  
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Lease and introduction of domain integration serversystem 1 set

(2) Time limit for tender: 4 : 00 p.m. August 23, 2019

(Bids by post must be received by noon on August 23, 2019)

- (3) Contact point for the notice:Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,  
Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8510 Japan  
TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

## 教 育 委 員 会 告 示

### 島根県教育委員会告示第 1 号

博物館法（昭和26年法律第285号）第12条の規定により、令和元年 6 月 25 日博物館登録原簿に次のとおり登録した。

令和元年 6 月 25 日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

登録番号	設置者の名称	博物館の名称	博物館の所在地
第22号	出雲市	出雲弥生の森博物館	出雲市大津町2760番地